

## 船舶事故調査報告書

平成25年3月14日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	作業員死亡
発生日時	不明（平成23年12月26日 08時30分ごろ～10時45分ごろの間）
発生場所	広島県廿日市市宮島町杉ノ浦の岸壁 広島県江田島市所在の安芸絵ノ島灯台から真方位304° 1.5海里付近 （概位 北緯34° 18.3′ 東経132° 20.2′）
事故調査の経過	平成24年2月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての作業員からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 押船 第三末 <sup>すえひろ</sup> 広丸、18トン 270-42106 広島、末広海運有限会社 15.58m (Lr) × 4.10m × 1.97m、鋼 ディーゼル機関、330.98kW、昭和37年11月 B 台船 502号、不詳 なし、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 49歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年7月14日 平成23年3月30日をもって失効していた。 作業員 男性 76歳
死傷者等	死亡 1人（作業員）
損傷	なし
事故の経過	A船及びB船は、A船の船首をB船の船尾に付けた態勢（以下「A船押船列」という。）で宮島町杉ノ浦にある宮島漁業協同組合の岸壁に係留したのち、平成23年12月26日08時30分ごろから、船長A及び作業員ほか1人の3人で岸壁に置かれたかきの貝殻をB船のクレーンを使用し、B船に積み込む作業を開始した。 A船押船列の近くに係留していた漁船は、10時45分ごろ、弛んで海中に沈んでいた係留索を巻き取ろうとしたところ、海中で同索に絡まった作業員を発見した。

	<p>作業員は、引き揚げられて廿日市市の病院に搬送され、目立った外傷はなく、溺死と推定された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>作業員は、積み込み作業中、救命胴衣を着用していたが、海中で発見されたときは救命胴衣を着用していなかった。 作業員が落水するところを目撃した者はいなかった。</p>
<p><b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>作業員は、溺死と推定された。</p> <p>A船押船列は、杉ノ浦の岸壁に係留中、08時30分ごろから、B船のクレーンを使用して岸壁に置かれたかきの貝殻をB船に積み込む作業を始め、10時45分ごろ海中の係留索に絡まった作業員が発見されたことから、この間において、作業員が、岸壁に置かれたかきの貝殻をB船に積み込む作業中、B船から落水して溺死したものと考えられるが、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>作業員は、海中の係留索に絡まったことから、溺水した可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、A船押船列が杉ノ浦の岸壁に係留中、作業員が、岸壁に置かれたかきの貝殻をB船に積み込む作業中、落水したことにより発生したものと考えられる。</p>